

令和8年1月20日

お 知 ら せ

課名	岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課
担当	滝澤 岡 高橋
電話	0869-92-5170

放置艇所有者への警告について

岡山県では、令和7年7月1日から県管理の水域（県北河川など一部の水域を除く）を放置等禁止区域に指定しました。放置等禁止区域に、適正な手続きをとらず船舶を放置することは犯罪であり、罰則等（港湾法第63条第4項第2号等）が適用されます。

については、東備港における放置艇について、所有者を特定し刑事告発する準備に入ったとの警告を行いますので次のとおりお知らせします。

記

1 目的

適正な手続きを推進することで秩序ある水域利用の実現を目指すとともに、違反者を刑事告発する準備に入ったと警告する。

2 日時

令和8年1月27日（火） 14：00～15：00

（雨天時 令和8年1月29日（木） 14：00～15：00）

3 場所

備前市日生町日生地内（位置図参照）

4 実施者

備前県民局 建設部 東備地域管理課

5 実施内容

- ・適正な手続き等を行っていない船舶の所有者に対して警告文（別添資料参照）により、警告を行う。



位置図